

## 保育を必要としている事由を証明する書類について

保育園（なるせ保育園等）、認定こども園及び地域型保育での保育は、就労・出産・介護等により家庭で保育できない児童を対象としています。そのため、保育園等を利用していただくにあたり、保育を必要とする証明書類を入園申込書に添付していただいております。

証明が必要になる方は、児童の両親と60歳未満の同居の祖父母です。証明に使う書類は下記のとおりですので、申込書と併せてご提出ください。

※証明する書類で申込者の優先順位を決めますので、必ずご提出ください。

※同じ住所の場合や同一敷地に住んでいる場合、世帯を分けていても同居扱いとします。

保育を必要としている状況と必要な書類一覧（R7年度を参考に同封しております）

両親および同居の祖父母（60歳未満）の状況	必要書類
1 就労している（したい）場合 ・雇用されている方（内職含む） ・自営業、農業に従事している方 ・求職中の方	就労（内定）証明書 就労申立書（自営業従事者用） 就労予定申立書
2 育児休暇中の継続入所の場合	育児休暇取得証明書兼継続入所申出書
3 出産を控えている場合 (予定日2ヶ月前～出産後2ヶ月)	母子手帳の写（予定日が確認できる部分）
4 通院・入院している場合	通院（入院）証明書 ※特定疾患の受給者証の写でも可
5 障害があり保育できない場合	障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳等の写（障害の程度が確認できる部分）
6 家族の介護にあたる場合	・介護される方の 通院（入院）証明書または 障害者手帳・介護保険証（認定済） 等の写
7 その他 ・学生の場合  ・職業訓練を受ける場合 ・災害に見舞われた場合	・学生証の写または在学を証明できる書類 ・職業訓練を受けることを証する書類 ・被災証明書

※上記のどれにも該当しない場合は、窓口でお尋ねください。

※申請に必要な書類は村ホームページからダウンロードすることができます。